

医療機関の登録に関する要件（宮崎県乳がん検診精度管理要領より抜粋）

1 乳がん検診実施機関の登録

- (1) 乳がん検診に従事する医師は、乳がん診断に習熟しており、特定非営利法人日本乳がん検診精度管理中央機構（以下「精中機構」という。）が開催する読影講習会若しくはこれに準ずる講習会又は県が医師会に委託して実施する乳がんに関する生活習慣病検診従事者研修会若しくはこれに準ずる研修会を受講していること、又は精中機構による医師を対象とする試験成績認定を受けていること。
- (2) 乳がん検診に必要な設備機能として、次のいずれかを満たす医療機関であること。
 - ア 次のとおり乳房エックス線検査ができること。
 - a 検診に適した基準を装備したマンモグラフィ装置（原則として公益社団法人日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たし、少なくとも適切な線量及び画質基準を満たすもの。以下同じ。）が整備されていること。
 - b 精中機構が開催する講習会を受講し、又は精中機構が開催する試験成績認定を受けた医師による読影又は放射線技師による撮影がされることが望ましい。
 - イ 次のとおり乳房超音波検査ができること。
 - a 表在用超音波診断装置によること。
 - b プローブについては、電子周波数が 7.5MHz 以上のものを使用すること。
- (3) 市町村及び乳がん検診精密検査機関と密接な連携がとれること。

2 乳がん検診精密検査機関の登録

- (1) 精密検査に従事する医師は、乳がん診断について十分な経歴を有するとともに、精中機構が開催する読影講習会若しくはこれに準ずる講習会又は県が医師会に委託して実施する乳がんに関する生活習慣病検診従事者研修会若しくはこれに準ずる研修会を受講していること、又は精中機構による医師を対象とする試験成績認定を受けていること。
- (2) 乳がん精密検査に必要な設備機能として、次のいずれも満たす医療機関であること。
 - ア 次のとおり乳房エックス線検査ができること
 - a 検査に適した基準を装備したマンモグラフィ装置が整備されていること。
 - b 精中機構が開催する講習会を受講し、又は精中機構が開催する試験成績認定を受けた医師による読影又は放射線技師による撮影がされることが望ましい。
 - イ 次のとおり乳房超音波検査ができること。
 - a 表在用超音波診断装置によること。
 - b プローブは次のいずれかを満たすものを使用すること。
 - メカニカルセクタスキャナ：10MHz 以上
 - アニュラアレイスキャナ：7.5MHz 以上
 - 電子リニアスキャナ：10MHz 以上
 - ウ 細胞診及び組織診が可能であること。また、針生検が可能であり、必要であれば外科的生検が可能であること。
- (3) 精密検査の結果をすみやかに報告するなど、市町村及び乳がん検診実施機関と密接な連携がとれること。